

# 小鹿野町新規学卒者等就職奨励金



## 令和6年4月1日以降に就職した 小鹿野町の次世代を担う若者を応援します

新規学卒者又は若年移住者が町内企業等に就職した場合に、就職者に対し、奨励金を交付することにより、若者の町への定住及び転入を促すとともに雇用機会の拡大を図り、人口の維持及び増加に寄与することを目的とする。

### 新規学卒者

学校教育法に定められた中学校、高等学校、特別支援学校、大学、短大、高等専門学校、専修学校を卒業してから1年以内の者

#### 奨励金の額

|         |              |
|---------|--------------|
| 町内企業に就職 | 月額 20,000 円  |
| 町外企業に就職 | 月額 10,000 円  |
| 交付期間    | 24 箇月 (2 年間) |

最大総額  
48万円

### 若年移住者

住民基本台帳法に規定する小鹿野町への住民登録をした日における年齢が満 40 歳以下の者

#### 奨励金の額

|         |              |
|---------|--------------|
| 町内企業に就職 | 月額 10,000 円  |
| 町外企業に就職 | 月額 5,000 円   |
| 交付期間    | 24 箇月 (2 年間) |

最大総額  
24万円

企業・・・雇用保険の適用事業所（国の機関及び地方公共団体並びに公立学校を除く）

正規雇用・・・期間の定めのない雇用契約によるフルタイムでの雇用（パートタイマー、アルバイト及び契約社員等の非正規労働者としての雇用を除く）

町内企業・・・小鹿野町内に本店を有する企業 町外企業・・・小鹿野町外に本店を有する企業

### 交付対象者

小鹿野町内に住民登録のある新規学卒者及び小鹿野町外から小鹿野町に転入し、当該転入をした日以後 1 年以内に企業に正規雇用された者で次のうちすべてを満たす者

- 雇入れの日における年齢が満 40 歳以下であること
- 雇入れの日からの町内における居住期間及び雇用継続期間が 6 箇月を超えていること
- 市区町民税の滞納がないこと
- 将来とも町内に居住し、町の発展に寄与する意思があること
- 外国人にあっては、当該外国人が出入国管理及び難民認定法、その他の法令に基づき永住権を有している者であること
- 過去に同奨励金の交付を受けていないこと

### 申請期間

雇用継続期間が6箇月を経過した日から6箇月以内

#### 申請に必要な書類

- ①交付申請書、②誓約・承諾書、③住民票の写し、④保険証の写し、⑤卒業証明書の写し（新規学卒者）、⑥市区町村民税の滞納のない証明

町HP



※詳しくは、町HPをご覧ください。お問い合わせください。

問合せ●小鹿野町産業振興課 電話 0494-75-5061